

(仮称) 子ども家庭総合支援センターの設置について

1 子ども家庭支援センターと児童相談所の概要と連携について

(1) 子ども家庭支援センター（板橋区栄町 36-1 グリーンホール7階）

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、関係機関等と連携して必要な支援やサービスの情報提供、関係機関の紹介を行う。

【主な業務】 ○子どもなんでも相談 ○相談・支援、虐待通告対応 ○児童虐待防止対策
○要保護児童対策地域協議会 ○在宅子育て支援サービス ○ショートステイ、ファミリーサポート 等

(2) 児童相談所（板橋区の管轄：東京都北児童相談所 北区王子 6-1-12）

児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、18歳未満の子どもに関して、本人・家族・学校・地域の方々等から相談を受ける。

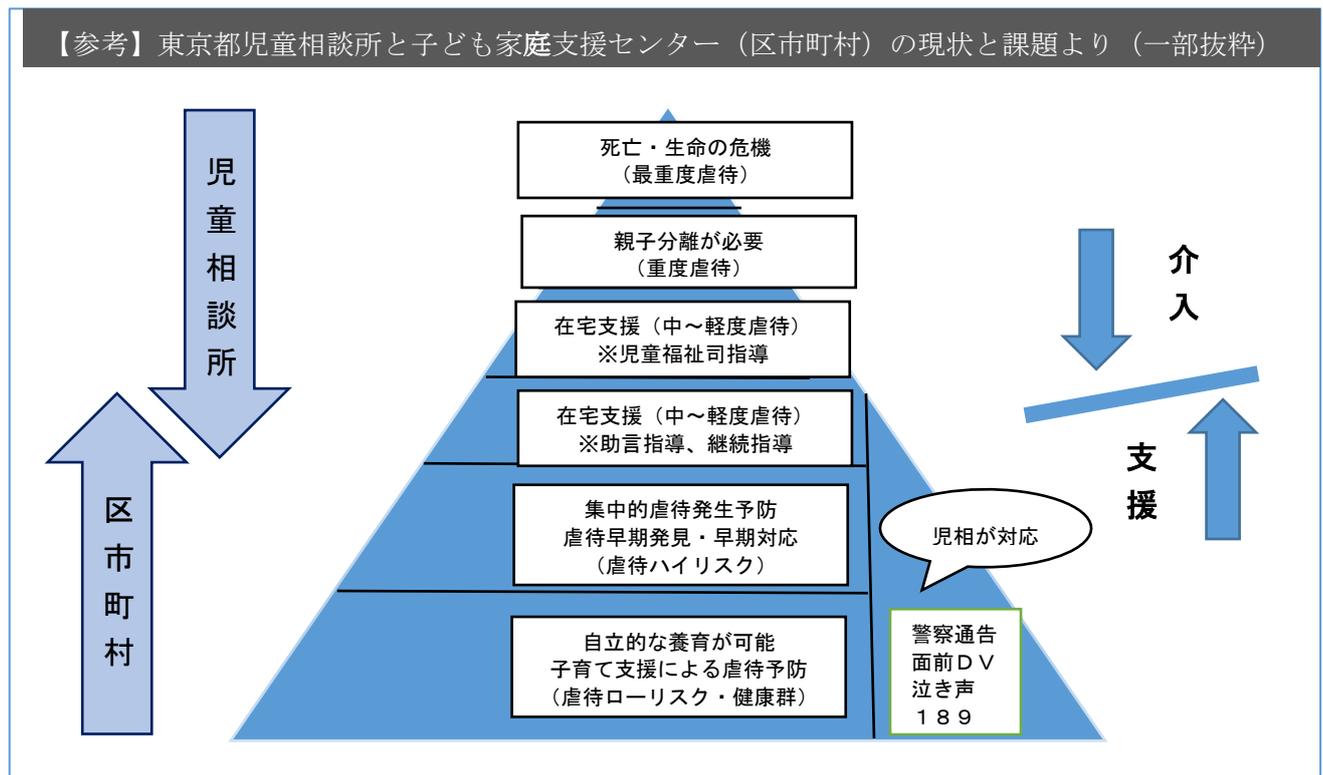
【主な業務】 ○相談業務（養育・保健・障がい・非行・育成・その他の相談） ○児童虐待対策
○面接・調査、専門診断 ○保護者援助、助言指導 ○一時保護 ○里親、施設入所等

(3) 現在の業務連携について

子ども家庭支援センター（区市町村）を児童相談の一義的窓口とし、児童相談所（東京都）を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、児童虐待に対して連携して取り組んでいる。

児童虐待の発見から支援の流れは、別紙1のとおり。

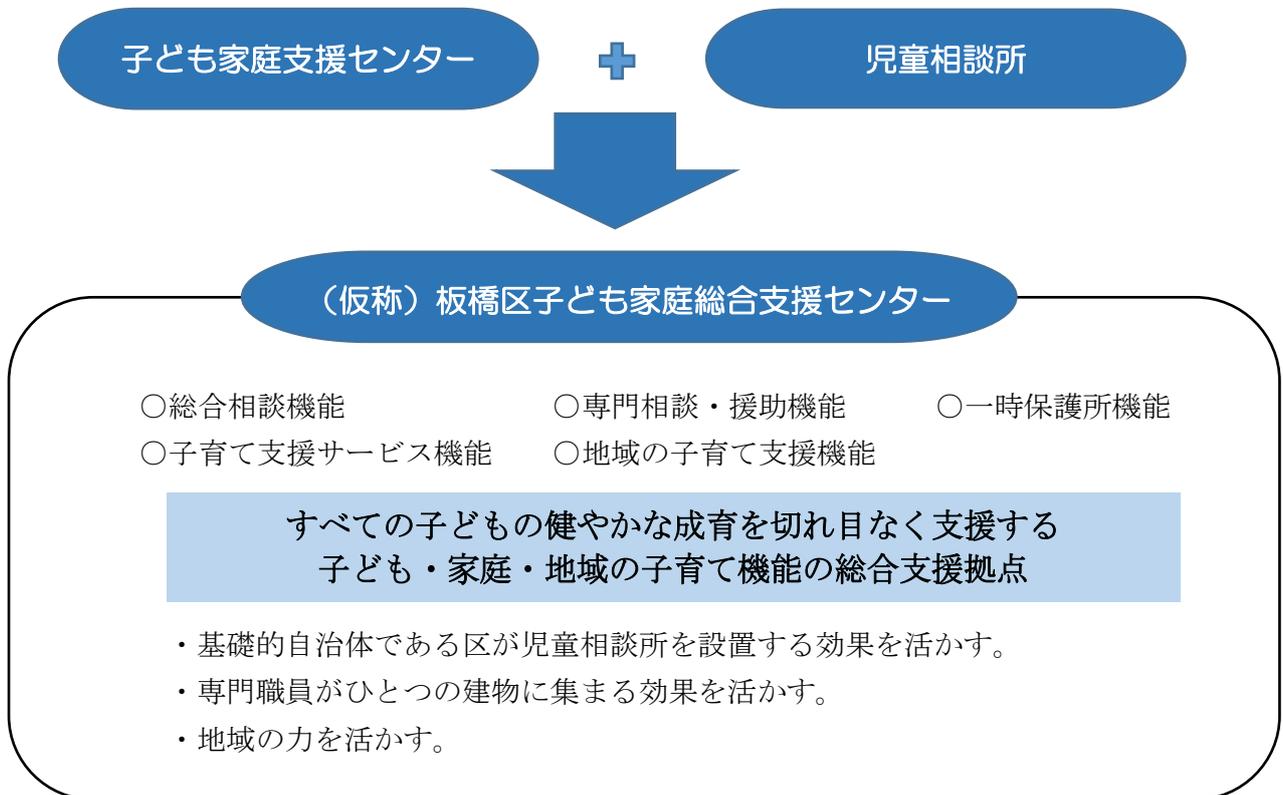
業務連携として、区の要保護児童対策地域協議会による代表者会議・実務者会議・個別ケース会議に、北児童相談所職員が参加し情報を共有するほか、常時、相談案件に応じ連携を図っている。



2 (仮称) 子ども家庭総合支援センターの基本構想

(1) (仮称) 子ども家庭総合支援センターの機能と基本方針

子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を併せ持つ施設として、権限と責任の所在を一元化し、早期からの一貫した支援や迅速な対応を実現する。

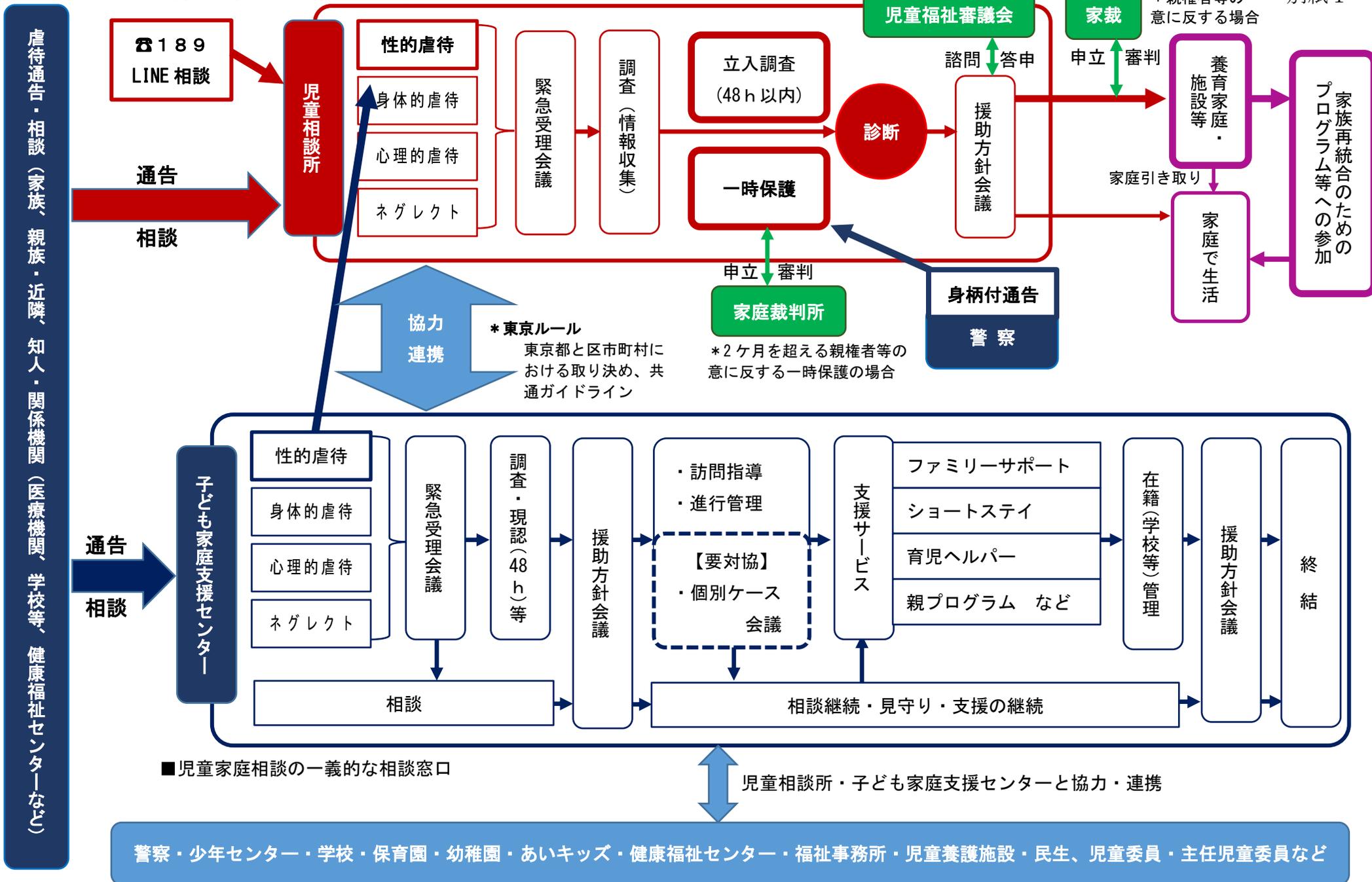


(2) 機能を併合するメリット

身近な相談窓口	区内の子どもに関する様々な相談を受ける窓口を統合することで区民が迷わず相談することができる。
虐待の発生予防	区の関係機関（健康福祉センター・保育園・学校等）との連携を活かすことで、事後対応型から予防的支援型へシフトさせ、児童虐待の発生予防へと繋げ重症化を防ぐことができる。
迅速な対応	権限の一元化により、虐待対応（相談・通告等）の調査、安全確認などに機動力を発揮し、即時対応を行うことができる。

(3) (仮称) 子ども家庭総合支援センター実施事業と連携のイメージについて 別紙2のとおり。（(仮称) 子ども家庭総合支援センター基本構想より）

《現状》 児童虐待の発見から支援までの流れ（イメージ図）



(仮称) 子ども家庭総合支援センター実施事業と連携のイメージ

